

酒田港港湾計画（改訂）

1 酒田港への要請

酒田港は延暦23年（804年）頃には出羽文化の中心地として栄え、その後、寛文12年

かわむらずいけん

（1672年）、河村瑞賢によって開かれた西廻り航路により繁栄し、日本屈指の主要港として栄えた。近年に入り、昭和26年に重要港湾に指定され、平成15年には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定された。

今日の酒田港は、臨海部に立地している化学薬品、石油製品関連や木材加工等の地域産業を支える拠点として、また、エネルギー供給拠点として、さらには山形県の暮らしを支える物流拠点としての役割を担っている。

また、酒田港は、北東アジア地域と近接しており、背後地域では在来の国道7号に加え、国道47号及び国道112号が日本海側の各地域及び内陸部に通じており、さらに東北自動車道と連結する高規格幹線道路東北横断自動車道酒田線により、首都圏や東北地方の主要都市圏との結びつきをより一層強めている。

こうしたことから、山形県唯一の重要港湾として、県域と北東アジア圏との交流拡大を目指し、物流、交流、環境、安全等の機能発展を図っていくことが期待されている。

物流機能の一層の向上と既存施設の有効活用の観点では、外貨貨物取扱いへの要請や内貿ユニット等の内貿貨物取扱いへの要請に対応するため、分散している物流機能の集約や適切な規模の埠頭用地の確保による貨物取扱能力の強化、港内における船舶の安全な航行や安心かつ効率的な荷役確保のための防波堤の早期整備、港湾と背後地域の良好なアクセスを確保するための臨港交通体系の整備等の諸対策が必要である。

地域経済の活性化に資する港づくりという観点では、リサイクルポートの指定を受けたことが大きな契機となり、循環資源を扱う企業立地の需要が増加している。このため、北港地区の未利用地や既存ストックを活用し、環境保全型産業の集積を図るために、企業の要請に柔軟に対応できる土地利用計画の策定と、地域の産業を支える物流機能を確保することが必要である。

一方、地域に賑わいと活力を創出するため、国内外からの観光客を迎えるに相応しい交流拠点の創出

ちようかいさん もがみ

を図ることが必要である。さらに、公共水域におけるプレジャーボートの適正な保管や、鳥海山・最上

がわ

川等の美しい景観や歴史的な建築物等を活かした、美しい景観形成が望まれている。

安全な港づくりという観点では、大規模地震発生時における緊急物資の輸送や地域住民等の安全確保を目的とした防災機能の強化として耐震強化岸壁の整備が必要である。

2 計画の基本方針

酒田港は、山形県の産業活動を支え、地域経済や県民生活の安定・向上に貢献してきた。物流・交流・環境・安全の4つの機能を中心に機能強化を図るため、平成30年代前半を目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

【物流】

- ・貨物特性に対応した効率的な輸送確保
- ・静穏度の確保
- ・臨港交通体系の強化

【交流・環境】

- ・親水空間の確保

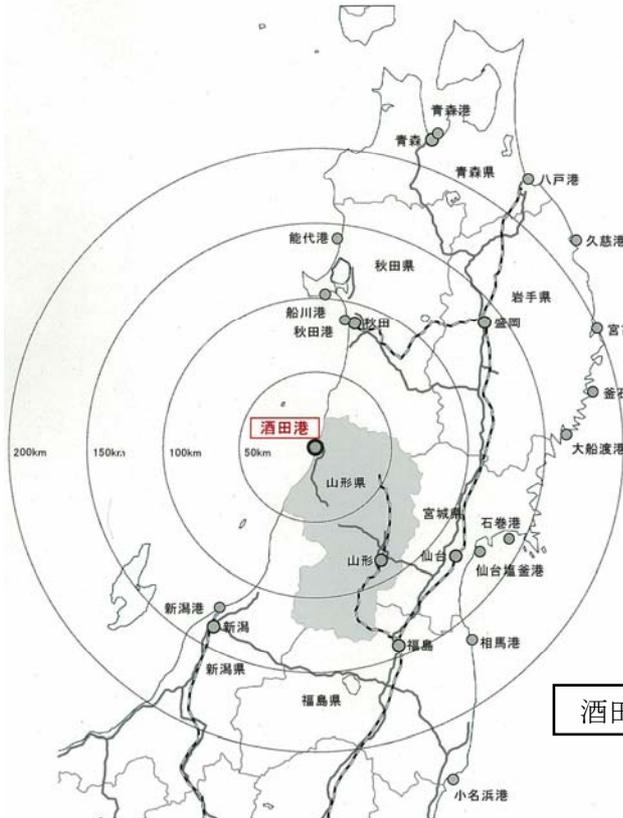
【安全】

- ・小型船たまりの確保
- ・防災機能の拡充

港湾管理者連絡先：山形県土木部交通政策課空港港湾室 ほんま本間

(TEL 023-630-2625/FAX 023-630-2664)

3 酒田港の位置



酒田港位置図



酒田港全景

4 主な計画内容

【物流1】貨物特性に対応した効率的な輸送確保

- ・外港地区において、大型船による穀物、原塩のダイレクト輸送に対応するため、-14m岸壁を既定計画通り位置づける。
- ・北港地区において、循環資源の取扱い及び内貿ユニット貨物に対応した公共埠頭として、既定計画を見直した。宮海6号岸壁では主にリサイクル貨物を、宮海7号岸壁ではRORO船対応の岸壁として新たに計画する。



【物流2】 静穏度の確保

- ・長周期波に対する港内静穏度を確保するため、既定計画どおり第二北防波堤及び南防波堤を延伸する。
- ・北防波堤船通し部からのうねりによる航行障害に対応するため、第二北防波堤ハネ部の延伸を新たに計画する。
- ・ほんこうちく本港地区港口部における安全な船舶航行を確保するため、既定計画通り北防波堤を撤去する。



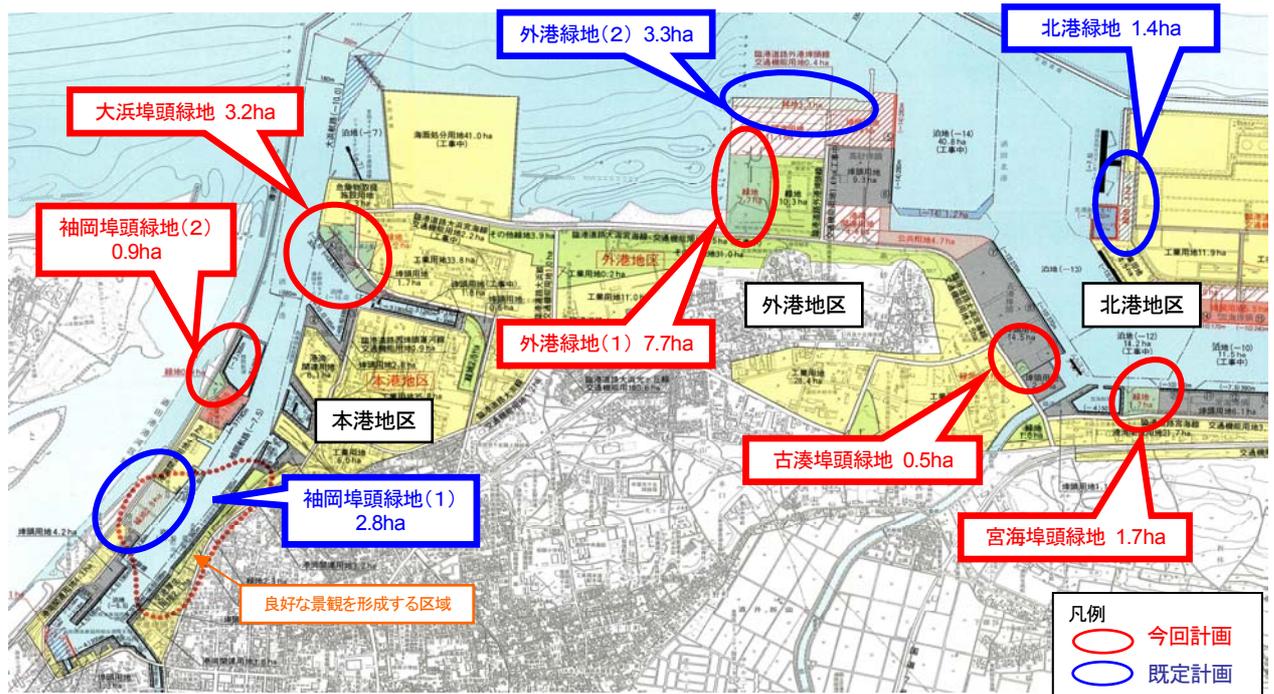
【物流3】 臨港交通体系の強化

- ・北港地区において、未利用地への企業立地を促進するため、北港工業用地内の臨港道路酒田臨海1号線の法線を既定計画から変更するとともに、リサイクル貨物の集約と内貿ユニットロード貨物取扱に伴う貨物輸送の効率化を図るため、公共埠頭と幹線道路を結節する臨港道路酒田臨海2号線を新規に計画する。



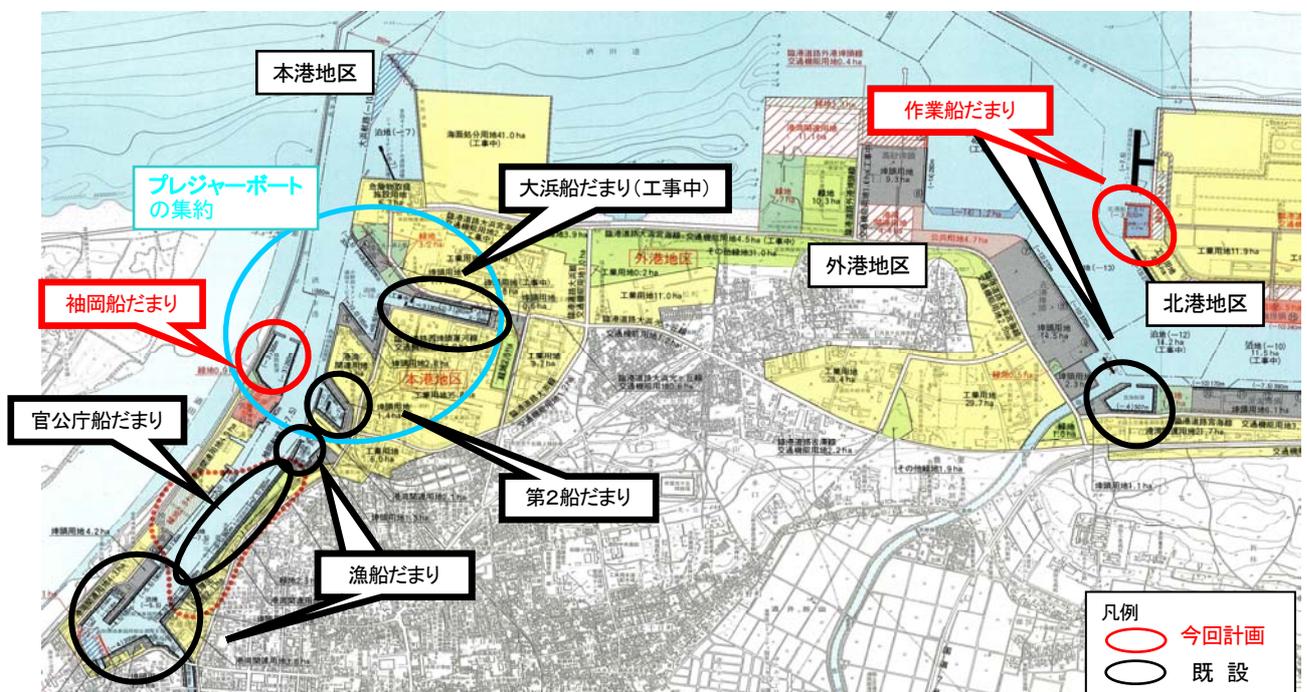
【交流・環境】親水空間の確保

- 本港地区は、交流施設や既存緑地を中心とした賑わいが形成されつつあり、広がりを持ち、みなとの賑わいがより感じられるよう、新たに緑地を計画する。
- 外港地区は、臨海空間を利用したスポーツ活動の一層の充実とともに、隣接する自然海浜地と連携した利用ができるよう、緑地を計画する。
- 北港地区は、港湾労働者や臨海部労働者への憩いの空間が提供できるよう、緑地を計画する。
- 特に、本港地区では、賑わいの中心となるエリアを「良好な景観を形成する区域」として、港湾風景やみなとの賑わいを感じられるよう、景観形成を考慮する。



【安全 1】小型船だまりの確保

- プレジャーボートは、県沿岸部で現在約 300 隻が放置されており、その対応が必要であるため、本港地区において、プレジャーボートの適切な収容と、海洋性レクリエーションと親水機能の集約を図る。
- 作業船については、北港地区に集約する。



【安全 2】防災機能の拡充

- ・大規模地震災害時の緊急物資輸送に対応するため、既設の北港地区宮海 2 号岸壁に加え、新たに外港地区高砂埠頭第 1 号岸壁を耐震強化岸壁として位置づける。
- ・また、耐震強化岸壁の背後に、支援物資や応急復旧資機材等を保管・荷捌きするためのオープンスペースとして活用できる緑地を確保する。



